

# 結果の概要

## I 平成20年における被疑事件の特色

ここ数年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向であり、平成20年においてもその傾向が見られ、罪種別に前年と比較すると、すべての罪種において減少している。

また、全被疑事件に占める少年被疑事件や外国人被疑事件（※1）の通常受理人員もそれぞれ減少している。

（※1）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## II 被疑事件の受理

### 1 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係，なお，ここでいう統計表第7表とは，表番号08-00-07を指す。以下同じ。）

平成20年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,700,817人で，前年に比べると10.3%（194,747人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と，刑法犯は7.3%（25,178人），特別法犯が7.9%（9,453人）及び道路交通法等違反は14.6%（90,521人）それぞれ減少している。

なお，刑法犯のうち，自動車による過失致死傷の通常受理人員は738,008人で，刑法犯全体の69.7%，総数の43.4%を占めるが，前年に比べると8.6%（69,595人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,700,817	100.0	-10.3
刑法犯	321,060	18.9	-7.3
特別法犯	110,360	6.5	-7.9
自動車による過失致死傷	738,008	43.4	-8.6
道路交通法等違反	531,389	31.2	-14.6

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について，平成15年以降の推移を罪種別に見る（表2）と，特別法犯については増加傾向にあったが，平成20年には減少に転じ，その他の罪種においても減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	100	100	98	95	88	79
刑法犯	100	105	104	107	99	92
特別法犯	100	105	110	112	114	105
自動車による過失致死傷	100	101	100	96	90	82
道路交通法等違反	100	96	92	87	77	65

（注）1 平成15年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員（統計表第7，9関係）

平成20年における刑法犯の通常受理人員は1,059,068人で，前年に比べると8.2%（94,773人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と，殺人（10.9%，180人），詐欺（4.9%，858人）及び贈収賄（3.5%，7人）などが増加したほかは，横領・背任（17.1%，7,128人），恐喝（11.1%，710人），公務執行妨害（8.9%，288人），窃盗（8.8%，15,375人）など軒並みに減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は，「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし，注記のある場合は，それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,059,068	100.0	-8.2
公務執行妨害	2,942	0.3	-8.9
放火	1,031	0.1	-8.4
住居侵入	9,173	0.9	0.2
文書偽造	4,621	0.4	3.2
強制わいせつ・強姦	4,797	0.5	-2.7
賭博・富くじ	1,223	0.1	-5.3
収賄・贈賄	208	0.0	3.5
殺人	1,834	0.2	10.9
傷害	39,069	3.7	-6.5
自動車による過失致死傷	738,008	69.7	-8.6
窃盗	159,162	15.0	-8.8
強盗	4,467	0.4	-3.9
詐欺	18,412	1.7	4.9
恐喝	5,682	0.5	-11.1
横領・背任	34,482	3.3	-17.1
盗品等関係	2,356	0.2	-7.4
毀棄・隠匿	10,578	1.0	-5.0
暴力行為等処罰に関する法律	2,462	0.2	-7.8
その他の刑法犯	18,561	1.8	7.2

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成20年における特別法犯の通常受理人員は110,360人で、前年に比べると7.9% (9,453人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(175.0%, 98人)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反(18.3%, 19人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反(12.1%, 25人)などが増加し、金融商品取引法違反(32.4%, 33人)、出入国管理及び難民認定法違反(20.7%, 1,775人)、貸金業法違反(19.2%, 94人)、売春防止法違反(18.8%, 199人)、著作権法違反(18.6%, 58人)などが減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	110,360	100.0	-7.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	4,387	4.0	-10.5
銃砲刀剣類所持等取締法	6,353	5.8	-4.5
売春防止法	861	0.8	-18.8
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1,549	1.4	-5.2
ストーカー行為等の規制等に関する法律	231	0.2	12.1
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	154	0.1	175.0
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	81	0.1	-2.4
著作権法	253	0.2	-18.6
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,587	7.8	-3.3
金融商品取引法	69	0.1	-32.4
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	1,069	1.0	2.9
貸金業法	395	0.4	-19.2
不正競争防止法	89	0.1	-11.0
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	123	0.1	18.3
出入国管理及び難民認定法	6,801	6.2	-20.7
その他の特別法犯	79,358	71.9	-7.3

なお、平成20年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(43.2%, 98人)、大麻取締法違反(14.3%, 509人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(0.7%, 9人)はそれぞれ増加し、覚せい剤取締法違反(10.0%, 2,022人)、あへん法違反(74.1%, 40人)はそれぞれ減少している。

平成15年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
大麻取締法	2,909 (100)	3,190 (110)	2,912 (100)	3,499 (120)	3,549 (122)	4,058 (139)
麻薬及び向精神薬取締法	982 (100)	1,144 (116)	1,150 (117)	1,145 (117)	1,328 (135)	1,337 (136)
覚せい剤取締法	22,087 (100)	20,522 (93)	23,143 (105)	20,144 (91)	20,288 (92)	18,266 (83)
あへん法	72 (100)	75 (104)	28 (39)	57 (79)	54 (75)	14 (19)
麻薬特例法	180 (100)	192 (107)	287 (159)	279 (155)	227 (126)	325 (181)

(注) 括弧内の数は、平成15年を100とする指数である。

### Ⅲ 被疑事件の処理

#### 1 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成20年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,713,234人で、未済となった被疑事件の人員の総数は14,764人である。前年に比べると、既済人員は10.2% (195,257人) 減少し、未済人員は3.6% (510人) 増加している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(7.2%, 25,171人)、特別法犯(7.3%, 8,799人)、自動車による過失致死傷(8.8%, 70,852人)、道路交通法等違反(14.3%, 90,435人)はそれぞれ減少しており、未済人員については、刑法犯(0.7%, 43人)、自動車による過失致死傷(18.2%, 625人)、道路交通法等違反(2.4%, 46人)は増加し、特別法犯(7.8%, 204人)は減少している。

(※) 時効再起事件の人員(27人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,713,234	100.0	-10.2	14,764	100.0	3.6
刑法犯	322,454	18.8	-7.2	6,331	42.9	0.7
特別法犯	111,922	6.5	-7.3	2,419	16.4	-7.8
自動車による過失致死傷	737,846	43.1	-8.8	4,055	27.5	18.2
道路交通法等違反	541,012	31.6	-14.3	1,959	13.3	2.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成20年における受理人員(旧受及び新受)総数(2,006,043人)に対する未済人員(14,764人)の割合は0.7%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成20年の既済率は、総数で99.1%で、前年と比較して0.2ポイント低下している。

平成15年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	98.9	99.0	99.3	99.3	99.3	99.1
刑法犯	97.5	97.9	98.5	98.3	98.2	98.1
特別法犯	96.5	97.0	98.0	97.9	94.9	97.9
自動車による過失致死傷	99.2	99.3	99.6	99.6	99.6	99.5
道路交通法等違反	99.4	99.5	99.6	99.7	99.7	99.6

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数}(\text{「他の検察庁に送致」を除く。})}{\text{既済人員数}(\text{「他の検察庁に送致」を除く。}) + \text{未済人員数}} \times 100$$

## 2 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成20年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べると、起訴は587,957人で14.1%（96,526人）減少し、不起訴は966,549人で7.4%（77,313人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成15年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移していたものが平成20年は増加に転じ、略式命令請求は減少傾向にあり、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	42.8	41.3	40.3	38.4	35.9	34.3
公 判 請 求	6.7	6.8	6.8	6.6	6.6	7.0
略 式 命 令 請 求	36.1	34.5	33.4	31.7	29.3	27.3
不 起 訴	45.5	47.6	49.5	52.1	54.7	56.4
そ の 他	11.7	11.1	10.2	9.5	9.4	9.3

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成20年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は92.2%で0.4ポイント、その他は2.5%で0.2ポイントそれぞれ上昇し、嫌疑不十分は5.3%で0.6ポイント低下している。

平成20年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は74.0%で、自動車による過失致死傷は9.9%である。

なお、刑法犯で起訴された人員について、平成15年以降の公判請求及び略式命令請求の構成比の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、平成18年から減少傾向にあったものが、平成20年に増加に転じ、自動車による過失致死傷は、横ばいに推移している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
刑 法 犯	45.6	47.0	47.7	47.5	46.2	47.4
略 式 命 令 請 求	54.4	53.0	52.3	52.5	53.8	52.6
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	80.1	80.2	80.2	77.3	73.8	74.0
略 式 命 令 請 求	19.9	19.8	19.8	22.7	26.2	26.0
自動車による過失致死傷	9.1	9.2	9.1	9.2	9.3	9.9
略 式 命 令 請 求	90.9	90.8	90.9	90.8	90.7	90.1

## 3 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成20年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別による構成比を見ると、20歳～24歳の構成比が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成15年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、50歳～54歳は減少が続いており、25歳～29歳及び30歳～34歳は平成17年から減少傾向にある。

一方、55歳以上の構成比は平成18年から増加傾向が認められる。

表10 公訴提起又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	平 成 20 年		
						総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ～ 17 歳	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
18 ・ 19 歳	1.3	0.9	0.8	1.0	0.9	0.8	0.9	0.5
20 ～ 24 歳	17.3	16.3	15.7	15.5	14.7	13.7	14.2	10.7
25 ～ 29 歳	14.5	14.3	13.7	12.9	12.1	12.1	12.5	9.6
30 ～ 34 歳	13.7	14.6	14.2	13.0	12.4	12.0	12.2	10.7
35 ～ 39 歳	10.5	11.9	12.1	11.3	11.6	11.5	11.7	10.8
40 ～ 44 歳	8.5	9.2	9.6	8.9	9.2	9.4	9.6	8.8
45 ～ 49 歳	7.7	7.5	7.5	7.6	7.6	7.9	7.9	7.6
50 ～ 54 歳	9.4	8.3	7.7	7.6	7.3	7.1	7.2	6.8
55 ～ 59 歳	6.9	6.9	7.5	8.7	8.9	8.6	8.6	8.3
60 ～ 64 歳	4.7	4.7	5.0	5.4	5.8	6.4	6.3	7.2
65 ～ 69 歳	2.9	2.8	3.2	3.8	4.3	4.6	4.2	6.5
70 歳 以 上	2.3	2.5	3.0	4.3	5.2	5.8	4.8	12.4

#### 4 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成20年において起訴した人員は587,957人である。罪種別に見ると、刑法犯は98,570人で、起訴した人員の16.8%，特別法犯は61,985人で同10.5%，自動車による過失致死傷は70,011人で同11.9%，道路交通法等違反は357,391人で同60.8%である。

平成20年の起訴率は37.8%で、前年に比べると1.8ポイント低下している。

平成15年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪種	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	48.4	46.4	44.8	42.4	39.6	37.8
刑法犯	53.3	50.0	46.8	43.6	43.6	44.4
特別法犯	70.8	67.5	66.1	62.8	60.2	57.2
自動車による過失致死傷	11.6	11.2	10.7	10.3	9.9	9.8
道路交通法等違反	85.3	83.3	81.7	77.4	72.7	69.7

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の起訴率について、平成15年以降の推移を主な罪名別に見る（表12）と、前年に比べると、賭博・富くじ（5.8ポイント），盗品等関係（4.4ポイント），窃盗（2.7ポイント），公務執行妨害（2.2ポイント）などが上昇し、恐喝（6.3ポイント），強盗（6.2ポイント），殺人（4.0ポイント），暴力行為等処罰に関する法律違反（3.9ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
公務執行妨害	41.8	43.9	44.2	60.5	64.5	66.7
放火	66.9	65.6	61.5	59.5	53.9	53.0
住居侵入	36.8	51.5	58.1	50.0	46.4	45.3
文書偽造	55.7	57.0	62.9	62.3	65.2	65.5
強制わいせつ・強姦	62.1	61.4	61.0	60.3	56.4	53.8
賭博・富くじ	56.8	57.8	56.4	46.4	54.7	60.6
収賄・贈賄	65.7	70.2	72.3	79.5	78.5	78.4
殺人	62.1	55.4	55.7	56.7	52.9	48.9
傷害	60.4	58.5	55.9	56.2	52.5	49.9
自動車による過失致死傷	11.6	11.2	10.7	10.3	9.9	9.8
窃盗	53.9	47.9	42.0	36.6	39.6	42.4
強盗	87.5	85.7	83.9	80.5	73.2	67.1
詐欺	66.9	68.1	69.3	67.2	64.3	64.2
恐喝	62.8	59.5	59.4	57.0	51.8	45.5
横領・背任	15.9	14.6	14.3	15.2	14.5	16.1
盗品等関係	44.8	55.8	52.9	49.7	42.6	47.0
毀棄・隠匿	28.5	28.0	27.4	28.3	27.1	26.3
暴力行為等処罰に関する法律	71.6	69.9	68.2	66.3	63.8	59.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 5 処理期間（統計表第30，31表関係）

平成20年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯57.6%，特別法犯49.1%，総数55.2%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯85.4%，特別法犯で78.6%，総数で83.5%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯で93.5%，特別法犯で89.9%，総数で92.5%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪種	総数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総数	502,696 (100.0)	277,500 (55.2)	142,152 (28.3)	45,166 (9.0)	16,041 (3.2)	16,560 (3.3)	4,810 (1.0)	422 (0.1)	45 (0.0)
刑法犯	361,285 (100.0)	208,086 (57.6)	100,404 (27.8)	29,164 (8.1)	9,893 (2.7)	10,160 (2.8)	3,226 (0.9)	316 (0.1)	36 (0.0)
特別法犯	141,411 (100.0)	69,414 (49.1)	41,748 (29.5)	16,002 (11.3)	6,148 (4.3)	6,400 (4.5)	1,584 (1.1)	106 (0.1)	9 (0.0)

(注) 括弧内は、総数に対する構成比である。

## IV 少年被疑事件

### 1 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成20年における少年被疑事件の通常受理人員は158,358人で、前年に比べると12.3% (22,304人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表14)と、刑法犯は10.3% (11,518人)、特別法犯は14.4% (538人)、自動車による過失致死傷は14.2% (4,424人)、道路交通法等違反は17.3% (5,761人) 減少している。

また、男女別構成比では、男子が79.6%を占めているが、前年に比べると11.7% (16,722人) 減少し、女子も14.7% (5,582人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	158,358	100.0	-12.3
刑法犯	100,846	63.7	-10.3
特別法犯	3,188	2.0	-14.4
自動車による過失致死傷	26,709	16.9	-14.2
道路交通法等違反	27,615	17.4	-17.3
男	126,070	79.6	-11.7
女	32,288	20.4	-14.7

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成15年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、全般的に減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪種	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	100	95	86	78	71	62
刑法犯	100	98	88	80	73	83
特別法犯	100	95	79	65	60	52
自動車による過失致死傷	100	95	89	81	76	66
道路交通法等違反	100	87	78	69	61	51
男	100	94	85	78	71	63
女	100	100	89	75	70	60

(注) 1 平成15年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成20年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べると、文書偽造(22.3%, 29人)、強制わいせつ・強姦(10.9%, 43人)、住居侵入(6.6%, 211人)が増加したほかは、放火(22%, 26人)、横領・背任(20.7%, 5,571人)、殺人(14.8%, 9人)、自動車による過失致死傷(14.2%, 4,424人)、盗品等関係(11%, 184人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	127,555	100.0	-11.1
公 務 執 行 妨 害	227	0.2	-0.4
放 火	92	0.1	-22.0
住 居 侵 入	3,398	2.7	6.6
文 書 偽 造	159	0.1	22.3
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	436	0.3	10.9
殺 人	52	0.0	-14.8
傷 害	7,446	5.8	-5.4
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	26,709	20.9	-14.2
窃 盗	57,760	45.3	-8.6
強 盗	950	0.7	-4.7
詐 欺	1,245	1.0	-4.8
恐 喝	1,915	1.5	-8.3
横 領 ・ 背 任	21,345	16.7	-20.7
盗 品 等 関 係	1,487	1.2	-11.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	701	0.5	-8.4
そ の 他 の 刑 法 犯	3,633	2.8	4.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、大麻取締法違反は262人で12.4% (29人) 増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反は66人で13.2% (10人)、覚せい剤取締法違反は331人で25.3% (112人)、毒物及び劇物取締法違反は618人で30.0% (265人) それぞれ減少している。

### 3 全被疑者中に占める少年被疑者の割合 (統計表第7, 9, 10, 27表関係)

平成20年における全被疑者 (少年, 成人及び法人の全被疑者をいう。) の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.3%で、前年に比べると0.2ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成15年以降の推移を罪種別に見る (表17) と、全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平 成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
総 数	11.8	11.2	10.3	9.6	9.5	9.3
刑 法 犯	43.8	40.7	36.9	32.8	32.5	31.4
特 別 法 犯	5.9	5.3	4.2	3.4	3.1	2.9
自動車による過失致死傷	4.5	5.0	4.0	3.8	3.9	3.6
道路交通法等違反	6.7	5.2	5.7	5.3	5.4	5.2

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成20年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る (表18) と、少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、住居侵入 (2.2ポイント)、強制わいせつ・強姦 (1.1ポイント)、恐喝 (1.0ポイント)、公務執行妨害 (0.7ポイント) などであり、減少している罪名は、横領・背任 (2.8ポイント)、盗品等関係 (2.6ポイント)、放火 (1.6ポイント)、殺人 (0.9ポイント) などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係 (63.1%)、横領・背任 (61.9%) である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	12.0	88.0
公務執行妨害	7.7	92.3
放火	8.9	91.1
住居侵入	37.0	63.0
文書偽造	3.4	96.6
強制わいせつ・強姦	9.1	90.9
殺害	2.8	97.2
傷害	19.1	80.9
自動車による過失致死傷	3.6	96.4
窃盗	36.3	63.7
強盗	21.3	78.7
詐欺	6.8	93.2
恐喝	33.7	66.3
横領・背任	61.9	38.1
盗品等関係	63.1	36.9
暴力行為等処罰に関する法律	28.5	71.5
その他の刑法犯	11.9	88.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 4 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成20年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べると、14・15歳は8.5% (3,553人)、16・17歳は10.0% (4,735人)、18・19歳は14.2% (7,717人)それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	127,555	100.0	-18.3
14・15歳	38,421	30.1	-8.5
16・17歳	42,449	33.3	-10.0
18・19歳	46,685	36.6	-14.2

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成15年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳の割合は増加傾向が認められ、16・17歳の割合は減少傾向にあったが、平成20年に増加に転じ、昨年に比べると0.4ポイント増加した。また、18・19歳の割合は減少傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成						
	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14・15歳	26.2	26.5	27.6	27.7	29.2	30.1	
16・17歳	35.4	34.7	33.8	33.8	32.9	33.3	
18・19歳	38.4	38.8	38.6	38.5	37.9	36.6	

## V 外国人被疑事件

### 1 通常受理人員 (統計表第15, 21表関係)

平成20年における外国人被疑事件の通常受理人員は21,855人で、前年に比べると10.7% (2,608人)減少している。罪種別に対前年比を見る(表21)と、刑法犯は5.0% (568人)、特別法犯は15.7% (2,040人)それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	21,855	100.0	-10.7
刑法犯	10,872	49.7	-5.0
特別法犯	10,983	50.3	-15.7



平成20年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位にある。

前年に比べると、スリランカ（15.7%、49人）、イラン（7.8%、45人）、ペルー（6.5%、38人）、アメリカ合衆国（2.2%、9人）がそれぞれ増加し、フィリピン（15.1%、344人）、ブラジル（13.9%、259人）、韓国・朝鮮（11.6%、787人）、中国（10.6%、730人）がそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	数	21,855	100.0	-10.7
中	国	6,156	28.2	-10.6
韓	国・朝鮮	5,976	27.3	-11.6
フ	ィリピン	1,929	8.8	-15.1
ブ	ラジル	1,608	7.4	-13.9
ベ	トナム	940	4.3	-3.4
タ	イ	627	2.9	-7.9
イ	ラ	624	2.9	7.8
ペ	ルー	623	2.9	6.5
ア	メリカ合衆国	424	1.9	2.2
ス	リランカ	361	1.7	15.7
そ	の他	2,587	11.8	-17.3

平成20年における来日外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は17,491人で、前年に比べると5.3%（981人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は5.5%（409人）増加し、特別法犯は12.5%（1,390人）減少している。

また、平成20年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は80.0%で、前年に比べると4.5ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は71.7%で7.1ポイント、特別法犯は88.3%で3.2ポイントそれぞれ上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	17,491	100.0	-5.3	80.0
刑 法 犯	7,797	44.6	5.5	71.7
特 別 法 犯	9,694	55.4	-12.5	88.3

平成20年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位にある。

前年に比べると、スリランカ（17.2%、51人）、イラン（14.8%、78人）、アメリカ合衆国（10.6%、26人）、ペルー（4.9%、24人）、ベトナム（1.3%、11人）などがそれぞれ増加し、フィリピン（12.1%、241人）、ブラジル（10.1%、150人）、中国（5.8%、347人）、韓国・朝鮮（2.1%、70人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総	数	17,491	100.0	-5.3	80.0
中	国	5,599	32.0	-5.8	91.0
韓	国・朝鮮	3,194	18.3	-2.1	53.4
フ	ィリピン	1,753	10.0	-12.1	90.9
ブ	ラジル	1,338	7.6	-10.1	83.2
ベ	トナム	842	4.8	1.3	89.6
タ	イ	592	3.4	-1.7	94.4
イ	ラ	605	3.5	14.8	97.0
ペ	ルー	516	3.0	4.9	82.8
ス	リランカ	348	2.0	17.2	96.4
ア	メリカ合衆国	272	1.6	10.6	64.2
そ	の他	2,432	13.9	-12.7	94.0

## 2 罪名別通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成20年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、賭博・富くじ（19.1%、13人）、詐欺（1.6%、7人）が増加し、強盗（20.8%、76人）、強制わいせつ・強姦（15.2%、23人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（13.0%、14人）、住居侵入（10.5%、31人）、横領・背任（7.8%、61人）などが減少している。特別法犯では、外国人登録法違反（26.2%、11人）、関税法違反（4.1%、6人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（1.2%、9人）が増加し、あへん法違反（73.9%、17人）、出入国管理及び難民認定法違反（21.8%、1,722人）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（17.7%、43人）、麻薬及び向精神薬取締法違反（11.7%、36人）などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法違反が28.3%と最も高く、次いで窃盗が23.6%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	21,855	100.0	-10.7
刑法犯	10,872	49.7	-5.0
公務執行妨害	146	0.7	-2.0
住居侵入	264	1.2	-10.5
文書偽造	545	2.5	-2.5
強制わいせつ・強姦	128	0.6	-15.2
賭博・富くじ	81	0.4	19.1
殺人	81	0.4	-5.8
傷害	1,673	7.7	-4.3
窃盗	5,151	23.6	-6.1
強盗	290	1.3	-20.8
詐欺	448	2.0	1.6
恐喝	143	0.7	-0.7
横領・背任	720	3.3	-7.8
盗品等関係	117	0.5	-7.1
暴力行為等処罰に関する法律	94	0.4	-13.0
その他の刑法犯	991	4.5	6.4
特別法犯	10,983	50.3	-15.7
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	762	3.5	1.2
銃砲刀剣類所持等取締法	200	0.9	-17.7
売春防止法	161	0.7	-8.5
大麻取締法	223	1.0	-2.6
麻薬及び向精神薬取締法	273	1.2	-11.7
覚せい剤取締法	1,068	4.9	-6.3
あへん法	6	0.0	-73.9
関税法	151	0.7	4.1
出入国管理及び難民認定法	6,195	28.3	-21.8
外国人登録法	53	0.2	26.2
その他の特別法犯	1,891	8.7	-7.6

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成20年における全被疑者の通常受理人員（431,420人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は5.1%で、前年に比べると0.1ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（11.8%）、賭博・富くじ（6.6%）、強盗（6.5%）、公務執行妨害（5.0%）などが、特別法犯では、外国人登録法違反（96.4%）、出入国管理及び難民認定法違反（91.1%）、あへん法違反（42.9%）、関税法違反（40.3%）、麻薬及び向精神薬取締法違反（20.4%）などが高い割合を示している。

平成20年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、恐喝（39.1%、18人）、詐欺（15.8%、38人）、公務執行妨害（15.2%、14人）、賭博・富くじ（15.0%、6人）、傷害（12.0%、117人）が増加し、強制わいせつ・強姦（26.5%、31人）、住居侵入（10.7%、22人）、強盗（8.5%、20人）が減少している。特別法犯では、外国人登録法（63.3%、19人）、売春防止法（34.0%、34人）、関税法違反（7.8%、10人）が増加し、あへん法違反（76.2%、16人）、出入国管理及び難民認定法違反（20.0%、1,506人）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（11.6%、19人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	17,491	100.0	-5.3
刑法犯	7,797	44.6	5.5
公務執行妨害	106	0.6	15.2
居住侵入	184	1.1	-10.7
文書偽造	473	2.7	3.3
強制わいせつ・強姦	86	0.5	-26.5
賭博・富く	46	0.3	15.0
殺人	61	0.3	3.4
傷害	1,095	6.3	12.0
窃盗	3,818	21.8	2.8
強盗	215	1.2	-8.5
詐欺	278	1.6	15.8
恐喝	64	0.4	39.1
横領・背任	484	2.8	4.3
盗品等関係	92	0.5	-4.2
暴力行為等処罰に関する法律	60	0.3	3.4
その他の刑法犯	735	4.2	25.6
特別法犯	9,694	55.4	-12.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	570	3.3	0.2
銃砲刀剣類所持等取締法	145	0.8	-11.6
売春防止法	134	0.8	34.0
大麻取締法	173	1.0	1.8
麻薬及び向精神薬取締法	255	1.5	-5.6
覚せい剤取締法	793	4.5	2.5
あへん法	5	0.0	-76.2
関税法	139	0.8	7.8
出入国管理及び難民認定法	6,011	34.4	-20.0
外国人登録法	49	0.3	63.3
その他の特別法犯	1,420	8.1	6.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成20年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(86.8%)、盗品等関係(78.6%)、殺人(75.3%)、窃盗(74.1%)、強盗(74.1%)、公務執行妨害(72.6%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(97.0%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(93.4%)、外国人登録法違反(92.5%)、関税法違反(92.1%)、あへん法違反(83.3%)などが高い割合を示している。

## VI 被疑者の逮捕・勾留

### 1 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成20年に逮捕された者(※)は138,195人で、前年に比べると3.4%(4,832人)減少しているものの、平成20年に逮捕された者で既済となった被疑事件(※)の人員に占める割合は32.1%で前年より1.3ポイント上昇している。

(※) 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は0.9%(906人)、特別法犯は9.1%(3,926人)それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は30.7%で前年より2ポイント上昇し、特別法犯は36.4%で前年より0.6ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比(%)	対前年比(%)	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	430,411	138,195	32.1	-3.4	292,216	67.9	-9.0
刑法犯	322,440	98,945	30.7	-0.9	223,495	69.3	-9.8
特別法犯	107,971	39,250	36.4	-9.1	68,721	63.6	-6.4

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成15年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.6	33.1	33.2	31.4	30.8	32.1
逮捕されなかった者	66.4	66.9	66.8	68.6	69.2	67.9

平成20年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は13,626人（13.1%）、同成人は124,517人（43.2%）である。前年に比べると、少年は4.0%（571人）、成人は3.3%（4,269人）それぞれ減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は123,742人（37.0%）、同女子は14,452人（24.1%）である。前年に比べると、男子は2.9%（3,723人）、女子は7.1%（1,107人）それぞれ減少している。

平成20年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が455人（0.3%）、警察から身柄送致が130,454人（94.4%）、警察で身柄釈放が7,286人（5.3%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が25人（5.2%）、警察から身柄送致が5,538人（4.1%）それぞれ減少し、警察で身柄釈放が731人（11.2%）が増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	138,195	100.0	-3.4
検 察 庁 逮 捕	455	0.3	-5.2
警 察 から 身 柄 送 致	130,454	94.4	-4.1
警 察 で 身 柄 釈 放	7,286	5.3	11.2

また、平成20年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は87,215人（63.1%）、不起訴は37,660人（27.3%）、中止は73人（0.1%）、家庭裁判所送致は13,247人（9.6%）であり、前年に比べると、起訴は5.4%（4,983人）減少し、不起訴は1.9%（708人）増加している。

## 2 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成20年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は121,811人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.1%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は120,870人で、勾留請求した者の99.2%を占めている。

また、勾留された者（※）は120,884人で、前年に比べると4.5%（5,674人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成20年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は63,453人で5.7%（3,822人）、勾留中略式命令請求は14,607人で8.8%（1,415人）、勾留中家裁送致は9,290人で5.7%（559人）それぞれ減少しており、釈放は33,524人で0.4%（120人）増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	120,884	100.0	-4.5
勾 留 中 公 判 請 求	63,453	52.5	-5.7
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	14,607	12.1	-8.8
勾 留 中 家 裁 送 致	9,290	7.7	-5.7
釈 放	33,524	27.7	0.4
そ の 他	10	0.0	25.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,387人（10.1%）、不起訴は29,304人（87.4%）、中止は47人（0.1%）、家庭裁判所送致は786人（2.3%）である。

平成20年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は81,455人（67.4%）、不起訴は29,348人（24.3%）、中止は48人（0.0%）、家庭裁判所送致は10,033人（8.3%）であり、前年に比べると、起訴は6.0%（5,188人）減少したが、不起訴は0.2%（56人）と横ばいである。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	120,884	100.0	-4.5
起 訴	81,455	67.4	-6.0
不 起 訴	29,348	24.3	0.2
起 訴 猶 予	23,044	19.1	-0.6
嫌 疑 不 十 分	4,365	3.6	5.2
そ の 他	1,939	1.6	-1.7
中 止	48	0.0	-2.0
家 裁 送 致	10,033	8.3	-5.1

平成20年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,053人(0.9%)、10日以内は50,375人(41.7%)、15日以内は4,718人(3.9%)、20日以内は64,570人(53.4%)、25日以内は15人(0.0%)、25日を超えるは153人(0.1%)である。

なお、平成20年において勾留期間の延長を請求した者は69,530人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は69,415人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は48,622人で、延長が許可された者の70.0%を占める。

## Ⅶ 被疑者の前科関係

### 1 初犯者、前科者の人員(統計表第47, 48表関係)

平成20年において起訴又は起訴猶予にした被疑者(※)について、初犯者・前科者別に人員を見る(表32)と、初犯者は164,769人で全体の61.3%を占め、前年に比べると1.1ポイント低下している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に構成比を見ると、刑法犯は41.3%で1.3ポイント上昇し、特別法犯は34.3%で0.4ポイント上昇している。

(※) 前科不詳者、法人並びに自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	268,832	164,769	104,063
男	233,390	135,691	97,669
女	35,442	29,078	6,364
刑 法 犯	169,660	99,569	70,091
男	145,768	79,932	65,836
女	23,892	19,637	4,255
特 別 法 犯	99,172	65,200	33,972
男	87,622	55,759	31,863
女	11,550	9,441	2,109

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成15年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	59.2	60.4	60.4	62.3	62.4	61.3
前 科 者	40.8	39.6	39.6	37.7	37.6	38.7

平成20年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る(表34)と、初犯者の割合が増加している罪名は、殺人(4.8ポイント)、収賄・贈賄(2.3ポイント)、文書偽造(1.8ポイント)などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、放火(7.7ポイント)、盗品等関係(7.4ポイント)、恐喝(4.6ポイント)、横領・背任(2.7ポイント)、賭博・富くじ(2.3ポイント)などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、殺人、強制わいせつ・強姦、放火、文書偽造などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	53.9	46.1
放火	61.3	38.7
住居侵入	58.6	41.4
文書偽造	61.2	38.8
強制わいせつ・強姦	62.8	37.2
強盗	69.2	30.8
賭博	76.3	23.7
収賄	66.5	33.5
殺傷	58.9	41.1
脅迫	47.5	52.5
窃盗	57.5	42.5
強詐	55.6	44.4
詐欺	54.8	45.2
恐喝	42.5	57.5
横断	68.3	31.7
盗毀	49.0	51.0
毀棄	56.2	43.8
暴力行為等処罰に関する法律	42.6	57.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

なお, 平成20年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると, 初犯者の割合の高い罪名は, 外国人登録法違反(96.6%, 対前年度比6.6ポイント上昇), 公職選挙法違反(89.1%, 同11.3ポイント上昇), 大麻取締法違反(73.9%, 同1.1ポイント上昇), 薬事法違反(73.4%, 同0.4ポイント上昇), 麻薬及び向精神薬取締法違反(72.0%, 同1.0ポイント上昇), 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(71.7%, 同0.7ポイント上昇)などである。また, 前科者の割合の高い罪名は, 覚せい剤取締法違反(68.0%, 対前年度比同0.0ポイント), 毒物及び劇物取締法違反(65.5%, 同7.7ポイント上昇)などである。

## 2 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成20年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると, 初犯者では刑法犯は49.0%(前年49.9%), 特別法犯は52.8%(同55.8%)であり, 前科者では刑法犯は71.0%(同72.0%), 特別法犯は75.6%(同79.0%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と, 公訴提起率が高い罪名は, 初犯者では強盗(95.2%), 殺人(94.8%), 強制わいせつ・強姦(90.0%), 放火(82.8%)などであり, 前科者では殺人(97.8%), 強盗(97.1%), 強制わいせつ・強姦(95.0%), 放火(89.0%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	68.7	73.9
放火	82.8	89.0
住居侵入	46.0	64.9
文書偽造	77.1	85.7
強制わいせつ・強姦	90.0	95.0
強盗	54.2	77.4
賭博	81.4	88.5
収賄	94.8	97.8
殺傷	47.7	63.3
脅迫	61.6	72.2
窃盗	44.3	75.1
強詐	95.2	97.1
詐欺	75.7	79.8
恐喝	58.1	61.1
横断	13.2	28.2
盗毀	51.1	65.4
毀棄	62.6	76.8
暴力行為等処罰に関する法律	55.3	70.9

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また, 特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は, 覚せい剤取締法違反は初犯者88.2%, 前科者94.1%, 毒物及び劇物取締法違反は初犯者88.1%, 前科者92.4%, 職業安定法違反は初犯者87.1%, 前科者71.9%, 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反は初犯者74.4%, 前科者80.6%, 麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者70.0%, 前科者88.5%, 大麻取締法違反は初犯者65.6%, 前科者は69.3%などとなっている。

## Ⅷ 検察官の上訴

### 1 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成20年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は226人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は155人で、検察官が控訴した被告事件の68.6%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成20年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が68.4%と最も高く、次いで控訴棄却が18.8%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	256	100.0
破 棄 自 判	175	68.4
破棄差戻し・破棄移送	13	5.1
控 訴 棄 却	48	18.8
控 訴 取 下	1	0.4
そ の 他	19	7.4

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の63人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは35人（55.6%）、破棄差戻し・破棄移送は9人（14.3%）、控訴棄却は19人（30.2%）である。また、原判決が有罪の193人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは114人（59.1%）、刑が同じは7人（3.6%）、刑を軽くしたは7人（3.6%）で、控訴棄却は29人（15.0%）などである。

### 2 上告（統計表第59, 61表関係）

平成20年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は5人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成20年において既済となった人員は13人である。

## Ⅸ 確定裁判と刑の執行猶予

### 1 確定裁判（統計表第63表関係）

平成20年において確定裁判を受けた人員は530,293人で、前年に比べると13.8%（85,094人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（56.5%、13人）、懲役（4.8%、3,599人）、禁錮（5.1%、180人）、罰金（15.1%、80,884人）、拘留（46.2%、6人）、科料（11.8%、335人）は減少している。

また、無罪は28.2%（33人）、公訴棄却は12.2%（50人）それぞれ減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	530,293	100.0	-13.8
死 刑	10	0.0	-56.5
懲 役	70,887	13.4	-4.8
禁 錮	3,367	0.6	-5.1
罰 金	453,065	85.4	-15.1
拘 留	7	0.0	-46.2
科 料	2,507	0.5	-11.8
無 罪	84	0.0	-28.2
公 訴 棄 却	360	0.1	-12.2
そ の 他	6	0.0	-

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成15年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役及び禁錮は平成17年から減少傾向に転じている。また、罰金は依然として減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類	平 成	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
懲 役	100	101	100	95	88	83	
禁 錮	100	105	97	92	88	84	
罰 金	100	95	88	83	68	58	

（注）平成15年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成15年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については増加傾向にあったが、平成18年からは横ばいに推移している。禁錮の実刑については平成18年まではほぼ横ばいに推移したものの、平成19年以降は減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	37.9	38.5	39.6	41.8	41.9	41.9
	執行猶予	62.1	61.5	60.4	58.2	58.1	58.1
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	6.3	5.1	6.4	6.4	5.9	5.6
	執行猶予	93.7	94.9	93.6	93.6	94.1	94.4

平成20年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を前年と比較して見る（表40）と、懲役では、1年以下が6.3%（0.4ポイント）、3年以下が4.0%（0.5ポイント上昇）、5年以下が3.2%（0.2ポイント上昇）、10年以下が7.8%（0.1ポイント）、15年以下が13.2%（0.1ポイント）、20年以下が2.7%（0.0ポイント）、20年を超えるが9.8%（0.0ポイント）、無期が37.4%（0.1ポイント）それぞれ低下している。また、禁錮では1年以下が2.3%（3.1ポイント）、3年を超えるが0.0%（0.6ポイント）それぞれ上昇し、3年以下が15.4%（3.7ポイント）減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分		人 員	構成比 (%)
懲 役	計	29,674	100.0
	1 年 以 下	7,828	26.4
	3 年 以 下	16,605	56.0
	5 年 以 下	3,411	11.5
	10 年 以 下	1,356	4.6
	15 年 以 下	270	0.9
	20 年 以 下	110	0.4
	20年を超える	37	0.1
	無 期	57	0.2
禁 錮	計	188	100.0
	1 年 以 下	45	23.9
	3 年 以 下	132	70.2
	3年を超える	11	5.9
	無 期	-	-

（注）刑の執行猶予を除く。

## 2 自由刑の刑の執行猶予（統計表第68, 69, 70, 71表関係）

平成20年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は44,398人で、前年に比べると4.8%（2,216人）減少している。

刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が41,218人（92.8%）、禁錮が3,174人（7.1%）であり、前年に比べると、懲役が4.7%（2,053人）、禁錮が4.9%（162人）それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41）と、執行猶予期間が3年以上の構成比が63.5%と最も高く、次いで4年以上が24.6%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間		人 員	構成比 (%)
計		44,398	100.0
1 年 以 上		8	0.0
2 年 以 上		1,156	2.6
3 年 以 上		28,192	63.5
4 年 以 上		10,932	24.6
5 年 以 上		4,110	9.3

平成20年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを取り消された者は6,354人（取り消された刑の種類は、懲役6,329人、禁錮25人）で、前年に比べると501人（7.3%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は6,033人で、刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の94.9%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は1,027人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の17.0%を占めている。